

## ■ 給付管理に関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	給付制限で償還払いになった方は介護予防ケアマネジメント費も一旦自己負担すると八王子市介護予防ケアマネジメントガイドラインに書いてある(P74)が、事業対象者の場合は給付制限の対象外なので介護予防ケアマネジメント費の自己負担はないものでいいか？ また自己負担がないのであればどういった理由からそのような処置になっているのか。	貴見のとおり、本市の取り扱いにおいて、事業対象者は給付制限の対象外となるため、償還払いおよび給付額減額の対象とならない。 これは、本市の総合事業において給付制限の対象となる者は、介護保険法上、給付制限の対象者となっているものと規定しており、これは要介護・要支援認定を受けている者に限られることから、事業対象者はその対象外となっている。 なお、規定の改訂により、平成29年6月サービス利用分からは、要支援者の総合事業サービスの利用においても同様の扱いとなる。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
2	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	生活保護受給者で介護予防プランの場合はD表(介護予防週間支援計画表)の写しの提出であったが、ケアマネジメントAの場合は(A~D表)の提出で間違いはないか？	そのとおり。生活保護の給付を行うにあたり、認定有効期間やサービス単位等の確認が必要であるため、介護予防ケアマネジメントAの実施者についてはA~D表の写しを生活福祉課へ提出していただきたい。 介護予防ケアマネジメントガイドラインの発行に伴い、要支援者についても正しく介護扶助費の支給を行うため、ケアプランA~D表を確認したいと生活福祉課から申し出がありこのような取り扱いとなった。現時点で介護予防支援については、運用を変更してはいないため、介護予防支援を実施している者については、従前どおりD表(介護予防週間支援計画表)の写しのみ提出で差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
3	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	生活福祉課へ提出するA~D表に本人の署名・押印が必要か。	本人の署名・押印があった方が望ましいが、なくても差し支えない。(生活福祉課に確認済)	介護保険課 給付担当 042-620-7416
4	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	ケアマネジメントCの算定を既に行っている方に関して、介護予防プランの内容を見直し、再作成した際には初回加算なしでケアマネジメントCの請求を再度行ってよいとのことだが、初回加算算定の要件を満たしていた際には再度初回加算を請求してよいのか。	算定要件を満たしているのであれば、再度初回加算を算定しても差支えない。 なお、新規にプランを作成する場合を理由として、再度初回加算を算定する場合、介護予防ケアマネジメントCを実施した利用者の「新規」とは、介護予防プランの有効期間の終了から暦月で2カ月以上経過している場合のことを指すため、御留意いただきたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416